

申請日： 年 月 日

一般社団法人鹿児島県サッカー協会 様

住 所

事 業 所 名

(印)

代 表 者

電 話 番 号

メールアドレス

(一社) 鹿児島県サッカー協会ホームページバナー広告掲載申請書

鹿児島県サッカー協会ホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおりバナーのデータを添えて申し込みます。

記

1. リンク先：公式ホームページのトップページアドレス

http://

2. バナー広告の掲載希望期間 (※入金確認後)

平成 年度

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 連絡責任者

氏 名：

電 話：

メールアドレス：

広告バナーの掲載概要

(一社) 鹿児島県サッカー協会

掲載期間 契約期間は、1年度内。年度途中からでも年度末（3月31日）までとなります。

掲載場所 (一社) 鹿児島県サッカー協会のトップページ右サイド部

アクセス数 年間 1,111,747 PV
(26年度実績) 月平均 92,646 PV
1日あたり最高 18,901 PV (11月の高校サッカー選手権大会期間)
※PV：ページビュー

広告枠 1枠・・・60,000円(年間)

広告の規格 縦50～60ピクセル×横200ピクセル JPG、PNG、GIFでアニメーションは不可。

免責事項 ネットワーク障害、サーバーメンテナンス等の問題で一時的に閲覧のできない時間帯が発生することもあります。

掲載基準 要項を参照ください。

[\(一社\) 鹿児島県サッカー協会ホームページバナー広告掲載取り扱い基準 \(申請書\)](#)

申請から掲載

- (1) 申請書の提出（仮申請はFAX可）
- (2) 申請承諾の後、振込先をお知らせいたします。
- (3) 広告バナーの掲載は前払いとし、振り込み確認の後掲載。振込票をFAX。

その他

- (1) サッカーかごしま配布。(年1回)
- (2) サッカー協会発行のリーフレットへの社名掲載。(年2回予定)
- (3) 協会主催レセプションご案内。

【下記イメージ図】



一般社団法人鹿児島県サッカー協会ホームページバナー広告掲載取り扱い基準

(趣旨)

第1条この要綱は、一般社団法人鹿児島県サッカー協会（以下「甲」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の対象)

第2条バナー広告を掲載することができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、甲が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第3条バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 甲の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの。
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23年法律第 122号）第2条の適用を受ける業種であるもの。
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58年法律第 32号）第 2条の適用を受ける業種であるもの。
- (6) 求人広告又はこれに類するもの。
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないと甲が認めるもの。

(バナー広告の掲載位置等)

第4条バナー広告の掲載位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告掲載料等)

第5条バナー広告掲載料は、1枠あたり年額60,000円とする。

2 バナー広告の規格（1枠）は、次の通りとする。

- (1) 縦：50～60ピクセル 横：200ピクセル
- (2) サイズ：30キロバイト以内（アニメーションは不可）
- (3) 種類：JPG、PNG、GIF

(バナー広告掲載の取消し)

第6条甲は、次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 甲が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき。
- (2) 甲が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) リンク先のホームページの内容が申請内容と著しく違うとき。
- (4) その他甲が広告掲載に支障があると認めたとき。

(バナー広告の掲載期間)

第7条バナー広告掲載期間は1年度単位とする。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

(バナー広告掲載料の還付)

第8条バナー広告掲載料は1年度単位とし、還付しない。

(その他)

第9条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附則

この基準は、平成 25年 6月 30日から施行する。